

事務連絡  
令和7年3月14日

都道府県  
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局） 御中  
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

新型コロナウイルス感染症の罹患後症状に係る身体障害認定の  
診断書・意見書例等の周知について（依頼）（その1）

平素より、身体障害者手帳制度の円滑な運営確保に特段のご配慮をいただき、厚く御礼を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の罹患後症状を有する患者に対する身体障害認定については、「身体障害者福祉法第15条に基づく医師に対する新型コロナウイルス感染症の罹患後症状に関する障害認定の取扱いの周知について（依頼）」（令和6年4月12日付け事務連絡）において、身体障害者福祉法第15条に基づく医師（指定医）に対し、身体障害の認定は、その原因を問わないものであり、新型コロナウイルス感染症の罹患後症状のため、身体機能の障害を生じ、身体障害の要件を満たす場合には、身体障害者手帳の交付対象となる旨の周知をお願いしているところですが、この点につき、依然として指定医等の理解が十分ではないとの指摘があるところです。

今般、コロナ罹患後症状を有する患者に関する診断書の作成や障害認定を適切に行うための参考資料として、コロナ罹患後症状に係る身体障害認定の診断書・意見書例を作成し、厚生労働省ホームページに公表しております（[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_51438.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_51438.html)）ので、指定医に対する周知をお願いいたします。なお、意見書・診断書例について、現時点では肢体不自由の事例を掲載していますが、他の障害についても順次掲載する予定としております。

身体障害者手帳の交付を希望する者が適切に指定医の診断を受けられるよう、貴管下の指定医に対して、改めて上記の身体障害認定の考え方や意見書・診断書例についての周知を図るとともに、身体障害認定が適切に行われるよう配意をお願いいたします。